

生徒服装規定 (生徒手帳の内容)

- 1 豊岡高等学校生徒の服装は以下の規定による。
- 2 この規定は、通学及び学校行事・特別活動にともなう諸行事に適用する。
- 3 体育時の服装については体育科において指示する。
- 4 この規定に定めない細部については、学校の指示・指導に従う。

(男子用について)

制服	<p>標準型学生服上下を着用する。</p> <p>上着には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左詰襟に校章をつける。 ・校章入りの金ボタンをつける。 ・襟にはカラーをつける。ただし、カラー埋め込みタイプ（ソフトインカラー）のものも認める。 <p>カッターシャツは校章入りのものを着用する。</p> <p>(注) 夏期は、原則として上着を着用せず、校章入りカッターシャツ（半袖・長袖）を着用する。</p> <p>上着の下に着用するセーターの色は黒か紺色とする。</p> <p>制服を改造して変形させてはならない。</p>
履物	<p>通学靴は短靴又は運動靴とする。雨天・降雪の際は雨靴・長靴を履いてもよい。華美なものとは避ける。</p> <p>上靴は学校指定のものを使用する。</p>
靴下	靴下の色は単色無地の白・黒・紺とする。
防寒具	防寒具を着用する場合は、色・型・素材とも学生らしい質素なものとする。（校舎内では着用しない。）
その他	<p>頭髪はパーマネント・脱色・着色・派手な髪型等は禁止する。</p> <p>ベルトは黒・紺・茶色のもので、幅2～3cm程度のものとする。</p> <p>ネックレス等のアクセサリーの着用を禁止する。</p>

(女子用について)

制服	<p>学校指定の黒のスーツを着用する。</p> <p>下は、指定されたスカートもしくは、ズボンのどちらかを着用する。</p> <p>上着には左詰襟に校章をつける。</p> <p>ブラウスは校章入りのもの（長袖・半袖）を着用する。</p> <p>上着の下に着用するセーターの色は黒か紺とする。上着から裾がはみ出るものは着用しない。</p> <p>制服を改造して変形してはならない。</p> <p>スカート丈は、膝が覆われる程度の長さとする。</p> <p>(注) 夏期は、原則として上着を着用せず、校章入りブラウス（半袖・長袖）を着用する。</p>
履物	<p>通学靴は短靴（甲のあるローヒール）又は運動靴とする。雨天・降雪の際は雨靴・長靴を履いてもよい。華美なものとは避ける。</p> <p>上靴は学校指定のものを使用する。</p>
靴下	<p>靴下の色は単色無地の白・黒・紺とする。</p> <p>ストッキングはうすだいたい色又は黒色のものを着用する。</p>
防寒具	防寒具を着用する場合は、色・型・素材とも学生らしい質素なものとする。（校舎内では着用しない。）
その他	<p>頭髪は、パーマネント・脱色・着色・派手な髪型等は禁止する。</p> <p>イヤリング等のアクセサリーの着用を禁止する。</p>

生徒心得 (生徒手帳の内容)

◎校内生活について

1. 生徒手帳、生徒証は常に携帯すること。(紛失した場合は担任に連絡し、再交付の手続きをとること。)
2. 遅刻しないよう登校し、下校時刻後は許可なしに居残らないこと。やむを得ず遅刻、欠席する際は必ず事前にHR担任に連絡すること
 - ・部活動終了時刻 …………… 午後5時30分
 - ・最終下校時刻 …………… 午後6時00分
3. 自転車通学は、指定された区域から通学する生徒のみ許可する。自転車通学生の自転車は所定の場所に置くこと。
4. 午後5時30分以降の居残りは「保護者等承諾書」を添え、顧問・担任を経て生徒指導部へ届け、許可を得ること。午後7時を完全下校とする。
5. 登校後はHR担任の許可なく、校地外に出ないこと。
6. 校舎・校具の愛護に努め、使用するときは予め係の先生の許可をうけ十分責任を持つこと。万一破損した時は、所定の手続きを経てすみやかに係の先生に届けること。原則として弁償すること。
7. 非常時以外の非常階段の使用を禁止する。
8. 所持品には氏名を明記し、紛失・盗難の場合や拾得物のあったときはすみやかに係の先生に届出ること。貴重品は必ず身につけること。
9. 携帯電話・スマートフォンは学校敷地内での使用を禁止する。校舎内へ持ち込む場合は、電源を切り、鞆の中に入れておくこと。

◎校外生活について

1. 豊高生としての品位を重んじ、公共道徳を遵守すること。
2. 豊高の名誉を汚し、社会秩序を乱す行為をしないこと。
3. 夜間外出(午後11時以降)は禁止する。深夜徘徊は警察の補導対象となっている。
4. 登山を行うに際しては、保護者と学校の許可を得ること。
5. アルバイトは原則として許可しない。
6. 交通マナー、交通法規を厳守すること。
7. 普通自動車、原付、自動二輪の運転免許取得は原則として禁止する。(「三ない運動」の徹底)
8. パチンコ店等風紀上好ましくない場所への出入をしないこと。
9. 諸法規に違反したり、事故に遇ったときは、ただちに担任又は学校に連絡すること。
10. 政治的活動等については、次のとおりとする。
 - (1) 生徒の選挙運動や政治的活動については、公職選挙法等に違反してはならない。また、生徒はそれらの活動によって学校生活に支障がないようにする。
 - (2) 学校内において選挙運動は原則禁止する。ただし政治的主張を含む活動については、届け出により校長が認めた場合は可能とする。
 - (3) 放課後や休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動等は、保護者の責任下、当該生徒が判断し行うものとする。ただし違法なものや暴力的なおそれが高い政治的活動等には参加してはならない。